

○特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）の一部を改正する省令  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備）</p> <p>第一条 「略」</p> <p>一 電磁的記録として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び記録し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法により提供するための電気通信設備であつて、次に掲げるもの</p> <p>「イ 略」</p> <p>ロ 通信プロトコルにより符号を交換又は分配する電気通信設備（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）</p> <p>「削る」</p> <p>ハ イに掲げる電気通信設備に電力を供給する装置（当該電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）</p> <p>ニ 電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備のうち、地域内における情報流通の促進により我が国における情報の円滑な流通の確保に資するため、主に、当該電気通信設備を設置する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県に居住し、又は所在する利用者に当該情報を提供するためのものであつて、次に掲げるもの</p> <p>イ サバ用の電子計算機</p> <p>ロ 通信プロトコルにより符号を交換又は分配する電気通信設備（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）</p> <p>ハ イに掲げる電気通信設備に電力を供給する装置（当該電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備であつて、次に掲げるもの</p> <p>「イ 略」</p> <p>ロ 通信プロトコルにより符号を交換又は分配する電気通信設備（イに掲げる電気通信設備</p>	<p>（法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 電磁的記録として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び記録し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法により提供するための電気通信設備であつて、次に掲げるもの</p> <p>「イ 同上」</p> <p>ロ イーサネットスイッチ（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第一項第十号に規定するイーサネットスイッチをいう。次号において同じ。）（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）</p> <p>ハ ルータ（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第一項第十一号に規定するルータをいう。次号において同じ。）（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）</p> <p>ニ 非常用電源装置（非常用発電機又は無停電電源装置から構成され、通常受けている電力の供給が停止した場合において当該非常用発電機又は当該無停電電源装置が設置された施設に電力を供給する装置をいう。）であつて、イに掲げる電気通信設備に電力を供給するもの（当該電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備であつて、次に掲げるもの</p> <p>「イ 同上」</p> <p>ロ イーサネットスイッチ（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）</p>

と同時に設置されるものに限る。）

ハ 「削る」

ハ 「略」

四 前三号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報の電磁的方法による提供に必要な電気通信設備（第一号イ、第二号イ又は前号イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

ハ ルータ（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

ニ 「同上」

三 前三号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報の電磁的方法による提供に必要な電気通信設備（第一号イ又は前号イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）